

「佐賀県産業スマート化センター運營業務」業務委託仕様書

第1 事業の目的

様々な業種・業態においてデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」と呼ぶ。）が推進され、浸透していく昨今、県内企業がその潮流をリードする存在となれるよう、DXの普及・啓発やデジタル技術の利活用、テレワークの導入支援、県内IT産業の成長支援等を行うことで、県内企業の生産性向上や新たなビジネス創出を図るため、「佐賀県産業スマート化センター（以下「スマート化センター」と呼ぶ。）」を設置する。

これまでの取組を通じて、いわゆる「デジタル利活用」への取組については、一定程度の事例が創出されてきたものの、新規事業の創出や既存事業の拡大などといった、いわゆる「攻めのDX」に至っている企業はごく少数にとどまる。スマート化センター開設から相当期間が経過し、一定の認知や基盤が形成されてきた段階であることにも鑑み、今後はこれまでのデジタル利活用からさらに一步踏み込み、「デジタルで稼ぐ」ことを意識した県内の企業の継続的なDXへの取組支援・促進により重点を置きつつ、AI技術の進化に伴う変化にも対応するべく取組む。

第2 スマート化センターの概要

1 設置場所

佐賀県工業技術センター（佐賀市鍋島町八戸溝 114） 生産技術棟内

2 設置期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 開所日時

- ・ 開所日：佐賀県工業技術センターの開所日に準じることを原則とする。
- ・ 開所時間：9時～17時を原則とする。

※ただし、展示替えやイベント出展等によりやむを得ない場合は、さが産業ミライ創造ベース（以下、「RYO-FU BASE」という。）と協議のうえ、閉所とすることができる。

4 運営体制

配置する職員の具体的な要件については、別紙1「佐賀県産業スマート化センター設置要領」に定める。

5 スマート化センターの基本的な機能

- ・ デジタル技術を体験できるショールーム
- ・ セミナーやイベントの実施
- ・ DXに関する相談対応や適切な機関とのマッチング

6 関連施設（関連拠点）

スマート化センターの利用者拡大を図るため、「2 設置場所」以外の場所においても、スマート化センターと連携しスマート化センターと同様なサービスを受けることができ、デジタル技術の体験等が可能な施設（以下「サテライト拠点」という。）と連携する。サテライト拠点以外でも県内企業の産業DXの推進に寄与するデジタル技術の体験ができる施設や産業DXの推進において活用できる施設（以下「体験拠点等」という。）については広く紹介すること。

7 協力企業

スマート化センター利用者への支援を充実させるため、セミナー・イベント等の開催やソフトウェア・デバイス等の展示物の提供・貸与、デジタル機器等の導入意向を有する

県内企業とのビジネスマッチングなどをスマート化センターと協力して実施する県内・外の IT 企業等（以下、「サポーターカンパニー」という。）と連携する。

第3 委託業務の内容

事業の目的達成に向け、次の1～12に掲げる業務及び企画提案競技時の提案書の内容に取り組むこと。

1 デジタル技術を体験できるショールームの設置

スマート化センターには、デジタル技術の導入や DX の推進に関連するソフトウェアやデバイスなどソリューション等を展示し、さらにそれらを体験できるショールームを設置すること。

また、この場が県内企業の事業変革を促すより有用な場となっていくよう、必要な展示物やそれらを提供し得る企業を探索し、RYO-FU BASE と協力してサポーターカンパニーへの登録を促し、それらによるセンター運営への協力・支援を仰ぐこと。

展示物は県内企業のニーズなどを考慮し、定期的に見直すこと。

2 DX に関する相談対応・適切な機関とのマッチング

DX に関して県内企業等から相談があった場合、以下の〈対応例〉を参考にしながら相談内容に応じて相談者に最適な支援を行い、RYO-FU BASE とも協議しながら必要に応じてフォローアップなどを行うこと。ただし、ツールを導入する意欲のある企業については、ツール導入前に相談者にとって最適なツールを選定するように支援を行い、ツール導入後1月経過時点に必ず導入状況の確認を行い、問題が生じている場合は当該問題の改善に必要な支援を行うこととし、当該ツール導入企業を30件以上対応すること。

また、本事業を進める中で、マッチングに掛かる期間や利便性に関して向上を図る改善策を検討・検証すること。

なお、相談対応を行う場所については、スマート化センターはもちろん県内市町やサテライト拠点等にて出張相談会を実施するなどして、県内企業の利便性の向上を図ること。

〈対応例〉

- ・ 佐賀県工業技術センターや佐賀県産業イノベーションセンターと連携した企業支援
- ・ サポーターカンパニーをはじめ実際にソリューションを提供する IT 企業等とのマッチング
- ・ 国立研究開発法人産業技術総合研究所や国立大学法人佐賀大学など関係する公的機関等の紹介
- ・ 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が行うメンター派遣事業の活用
- ・ デジタル技術の導入に係る国や県などが実施している公的補助の紹介・申請支援
- ・ 県内の IT コミュニティの紹介

3 DX やデジタル技術に関するセミナーやイベント等の実施

DX の普及・啓発やデジタル技術（AI を含む。）の利活用、そこから派生する新ビジネスの創出等につなげるため、次の（1）から（5）に定める意識改革や普及・啓発を目的としたセミナー、スキル・ノウハウの習得を目的とした研修や演習、イベント、視察など（以下、「セミナー・イベント等」とする。）を企画し、必要な運営体制を構築すること。

企画に当たっては、全体を通して参加者が特定の産業分野に偏らないよう参加者のターゲット設定や内容を工夫するとともに、県内の企業や商工団体、産業支援機関、サテライト拠点等とも連携し、それらが企画するセミナー・イベント等と共催・協力して開催するなど県内の資源・人材を最大限活用すること。

講師との調整やセミナー・イベント等の運営に必要な消耗品等の調達、スタッフの派

遣、会場の設営及び撤去、当日の開催記録等については、受託者の責任において行うこととし、講師の選定においては国内・外での最先端の事例提供等ができる者はもちろん、テクノロジーの進化を身近に感じてもらえるよう、地域人材の活用も検討すること。

セミナー・イベント等の開催に当たっては各種広報媒体を用いた広報により多くの参加者確保に努めることとし、必要に応じてオンライン配信を行うこと。また、その映像については講師等の承諾が得られた場合は記録し、セミナー等の開催後もスマート化センサーやサテライト拠点、Web 上などで来所者や相談者などに限定して公開する等の環境を提供すること。

また、参加者の募集方法については、受託者の任意とするが、開催形式や難易度、開催時期については、提案内容をもとに RYO-FU BASE と協議すること。

なお、迷惑行為等によりセミナーやイベント等の開催に支障があると認められる参加希望者については、RYO-FU BASE との協議の上、参加を拒むことができる。

(1) DX 先進事例研修

- ・ 内容

DX に関する先進的な技術やソリューション、あるいはリープフロッグを起こしうる技術（例：これまで全く IT を活用していないからこそ、スマホと GUI ベースのクラウドサービスをいきなり取り入れることで DX が一気に進む、など）の導入・活用に取り組む必要性や、その取組が遅れることに伴うリスク、デジタル技術の活用による効率化やコスト削減等の費用対効果など、経営に活かすきっかけとなること。

- ・ 実施回数

委託事業実施期間中に 1 回以上（主催）

- ・ アンケート

参加者に対してアンケートを実施し、その結果から必要に応じてフォローアップを行うこと

(2) DX に関する技術やソリューションの体験会

- ・ 内容

サポーターカンパニーが提供している DX に関する特定の技術やソリューションを実際に体験し、県内企業が IT ソリューションに触れる機会を提供すること。

- ・ 実施回数

委託事業実施期間中に 10 回以上

- ・ アンケート

参加者に対してアンケートを実施し、その結果から次のソリューション選定や必要に応じてフォローアップを行うこと

(3) 経営者の DX マインド形成セミナー

- ・ 内容

本イベントをきっかけに経営者が DX 推進者となり、事業発展だけでなく、DX を推進する経営者同士の交流の場を提供すること。

- ・ 実施回数

委託事業実施期間中に 2 回以上

- ・ アンケート

協力企業に対してアンケートを実施し、その結果から必要に応じてフォローアップを行うこと。

(4) 生成 AI のビジネス利用に関するセミナー

- ・ 内容

AI の導入・活用に取り組む必要性や、その取組が遅れることに伴うリスク、AI 技術の活用による効率化やコスト削減等の費用対効果など、経営に活かすきっかけとなること。

- ・ 実施回数

委託事業実施期間中に 1 回以上（主催）

- ・ アンケート
参加者に対してアンケートを実施し、その結果から必要に応じてフォローアップを行うこと
- (5) DX 認定にかかるハンズオンセミナー
 - ・ 内容
DX 認定取得のための実践的なハンズオンセミナーを実施すること。参加者に対し DX 認定の目的とその必要性を説明し、理解を深めたいえ、DX 認定を取得するための具体的なステップや DX 認定取得企業の紹介を行うこと。また、必要に応じて個別支援を提供し、最終回後に DX 認定の申請ができるようにすること。
なお、参加者のうち DX 認定取得企業が 3 社以上になるよう努めること。
 - ・ 実施回数
委託事業実施期間中に 4 回以上（主催）
 - ・ アンケート
参加者に対してアンケートを実施し、その結果から必要に応じてフォローアップを行うこと

4 スマート化センターによる DX の普及・啓発活動

DX の普及・啓発やデジタル技術（AI を含む。）の利活用、そこから派生する新ビジネスの創出等につなげるため、次の（1）から（4）に定める業務を行い、県内企業に DX を普及・啓発すること。

(1) 情報収集

DX の普及へ向けた有益な情報（有用事例、セミナー・イベント情報、企業による技術導入に活用できそうな補助金など支援施策の情報、IT に関するコミュニティの情報、県内でデジタル技術を体験できる拠点の情報、県内の独創的な DX 人材の情報など）を収集する方法や体制を検討し、構築・運用すること。

(2) 県内企業等への働きかけ

センター相談窓口での相談対応はもとより、県内企業や団体等からの依頼に伴う訪問活動やオンライン相談などを行い、DX やデジタル技術の利活用に係る意義や効能等を自ら積極的に周知・働きかけるとともに、訪問先の現状を踏まえ、DX に係る経営力強化や生産性向上、新規事業・ビジネス創出、公的支援活用に寄与する助言・提案・支援等を行うこと。

また、相談案件の中で県内事例として好ましい案件の情報収集や、アドバイス後に連絡がない案件について適宜必要に応じて進捗状況の確認を行うこと。あわせて、スマート化センター利用者同士の交流の機会を提供し、利用者同士が DX を自発的に進めていける環境構築に努めること。

(3) メディア等の活用

県内企業の興味・関心を高めるため、マスメディア、ウェブサイト、ソーシャルメディア、その他の各種広報媒体を用いて、県内における DX 事例やデジタル技術の活用事例、協力企業・団体等を含む DX に関する県内体験施設やショールーム、スマート化センターの活動内容の紹介、その他企業にとって有益な情報等を発信することで普及・啓発を行うこと。

なお、DX 事例やデジタル技術の活用事例は、スマート化センターが作成したもの、他の県の各種事業での事例、サポーターカンパニーの事例、その他情報収集の中で有用と思われる事例等とする。

(4) 相談内容の分析等による支援改善検討

相談対応においては相談内容をカテゴライズし、現状どのような相談がきているのかを可視化し、適切な情報収集や支援内容の検討材料とすること。

また、メルマガの登録者数や開封率、県内事例に関するセンターサイトでの記事掲載件数、あるいは DX に関する有用情報の収集・発信件数やそれらの閲覧数など、スマート化センターの認知度や有用性などが計測可能な指標をあらかじめ設定し、

その状況を把握するとともに、マーケティング的な観点からの改善・充実に努めること。

5 展示会（生産性向上のための IT フェア）の開催

スマート化センター、佐賀県商工会議所連合会、佐賀県商工会連合会、佐賀県中小企業団体中央会が主催する「生産性向上のための IT フェア」を関係者と連携し、次の

(1) から (4) のとおり事務局としてその運営に携わること。

(1) 出展依頼

展示会の開催に当たっては、県内企業やスマート化センターのサポートینگカンパニーに出展を依頼すること。

(2) 事務局として必要な業務

展示会の事務局構成員間で役割を分担し、出展者との調整や展示会の運営に当たり必要となる消耗品等の調達、スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、当日の開催記録等の業務を行うこと。

(3) アンケートの実施

展示会の来場者及び出展者に対し、アンケートを実施すること。

(4) 広報

展示会の開催に当たり、各種広報媒体を用いた広報の実施及び事業所等への訪問等により、より多くの参加者確保に努めること。

6 佐賀県内の IT コミュニティの形成・活動支援

IT 人材のスキルアップ及び民間主導での産業 DX の推進につなげるため、次の (1) 及び (3) 及び (4) に掲げる業務（詳細は案件ごとに RYO-FU BASE と協議すること。）を行い、県内で活動する IT コミュニティの活動活性化の支援を行うこと。

ただし、(3) に掲げる業務については、県内もしくは地域内で広く参加者を募るコミュニティ活動に限る。

(1) コミュニティ情報の可視化

「SAGA Smart Community」として登録を行い、スマート化センターのサイト内でコミュニティマップ、コミュニティの概要を紹介する等コミュニティ情報の可視化を行うこと。その際一般に広く参加を募るコミュニティと企業・団体内で活動するコミュニティは違いがわかるよう掲載すること。

(2) コミュニティ運営に関する有益な情報提供

関係機関や講師・ゲストとなりうる人材、開催可能な場所などの情報提供について、可能な範囲でコミュニティ活動のサポートを行うこと。

(3) 必要経費の一部負担

コミュニティイベント等の必要経費の一部（講師やゲスト等の謝金及び旅費、イベント PR のための新聞広告等掲載費や、開催にあたっての会場や機材などの借上料等）を負担すること。コミュニティイベント等の開催に当たっては、「協力 佐賀県産業スマート化センター」と明記するよう求めること。

また、適正に活動が行われたかを確認するため、支援を利用したイベント等の実施レポートの提出をコミュニティに求めるものとする。

(4) 広報及び参加者の募集等の支援

コミュニティイベント等の広報、参加者等の募集について、スマート化センターが有する媒体（サイト、Facebook ページ、メールマガジン等）を通じて支援すること。

7 サポートینگカンパニー・県内企業等との連携業務

県内企業の DX 推進やデジタル技術の利活用推進につなげるため、県内・外のソリューションベンダー等を「サポートینگカンパニー」として登録・管理し、スマート化センター利用者とのマッチングや、利用者が抱える課題への対応策に関する情報の提供等に

よる支援・協力を得るとともに、効率的かつ効果的な施設運営に努めること。

また、センターが持つ既存コネクシオンの活性化や、センター認知度を向上させ更なるコネクシオンを作るため、RYO-FU BASE が開催を予定しているイベントと委託期間中に1回連動し、次の(1)から(3)の連携業務を行うこと。

(1) 関係機関への参加呼びかけ

イベントの開催に当たり、目的に応じたスマート化センターのサポーターズカンパニーへ出席を依頼することはもちろん、県内企業、商工団体や産業支援機関、大学等にも参加を呼び掛けること。

(2) イベント出席者との調整等

出席者との調整、イベントの運営に当たり必要となる消耗品等の調達、スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、記録等については、受託者の責任において行うこと。

(3) アンケートの実施

イベント出席者に対し、アンケートを実施すること。

8 サテライト拠点等の選定及び連携

スマート化センター利用者の拡大を図るため、サテライト拠点を企業や大学等官民の既存の施設・機関などの協力を得て選定し、選定後は適宜連携状況や業務状況を考慮し見直すこと。選定条件については、適宜 RYO-FU BASE と協議して決めること。

県内市町機関からサテライト拠点設置の協力依頼を受けた場合は、依頼者のリソースで運営できる範囲でスマート化センターの基本機能が活用可能となるよう構築支援を行うこと。

なお、サテライト拠点は、設置主体の通常管理運営の範囲内でスマート化センターの運営に協力を行うものとし、独立したスペース等は不要で、職員の配置も要しない。

ただし、サテライト拠点と選定できないものの県内企業の産業 DX の推進に寄与するデジタル技術の体験ができる施設や産業 DX の推進において活用できる施設については、広く紹介を行うこと。

<参考：既に選定済のサテライト拠点（令和7年2月1日現在）>

- ・ オプティム佐賀本店（佐賀市）
- ・ 九州ロボットセンター（佐賀市）
- ・ 株式会社佐賀電算センター（佐賀市）
- ・ PORT03316IMARI（伊万里市）
- ・ 福博印刷株式会社佐賀本社（佐賀市）
- ・ 佐賀市産業支援プラザ（佐賀市）
- ・ ものづくりカフェ「こねくり家」（佐賀市）
- ・ SAGA FURUYU CAMP（佐賀市）
- ・ 唐津市 DX イノベーションセンター（唐津市）
- ・ 一般社団法人鹿島デジタル社会推進協会（鹿島市）

9 他の産業 DX 推進事業との連携

産業 DX 啓発推進事業、DX 人材拡大推進事業等、RYO-FU BASE や県が実施する他の産業 DX の推進に係る事業の受託者との効果的かつ効率的な連携のため、各事業に対する連絡調整の窓口を設け、情報共有の仕組みをあらかじめ明確化するとともに、互いの目標達成に向けた協力の方法・内容を協議・検討すること。

特に DX アクセラレータ事業との連携に関しては、普段の業務の中で支援の対象となり得る企業の所在や情報などについて、県とも協議のうえで収集・管理しておくこと。

また、これらの関係事業において、特にスマート化センターはそのハブ機能を有することが求められることから、この点を踏まえた連携・協力のためのルールを設け、運用すること。

10 施設及び備品等の維持・管理業務

スマート化センターの整備（ソフトウェアも含む）に要する経費は、委託料に含めるものとし、本業務の委託料により受託者が購入した物品で、スマート化センターの機能として必要な物品については、委託期間終了後も RYO-FU BASE に帰属するものとし、現在スマート化センターで使用している物品（別紙2）については、RYO-FU BASE から受託者に対し委託期間中貸与する。

また、スマート化センターには、配置される職員が使用するパソコンの他に、利用者がソフトウェアの体験や、セミナー動画などを視聴できるパソコンを常時2台以上設置し、人材育成支援等において使用するパソコンについては、必要に応じ、レンタル等を活用して効率的に調達すること。

さらに電話料、インターネット利用料等のスマート化センターの運営管理に要する経費は、委託料に含めるものとする。

なお、電話についてはインターネット電話等のサービスを活用して整備することとし、プロバイダーとの契約等については受託者において実施すること。

最後に、設置場所となる施設及び本業務の遂行に必要な物品については、善良なる管理者の注意義務をもって維持・管理を行うこと。施設・物品の修理が発生した場合の費用は、原則、委託料に含めるものとする。ただし、委託料の範囲内で対応できない施設の修理については、RYO-FU BASE と協議するものとする。

11 広報業務

スマート化センターWeb サイト及び SNS 等の運用、パンフレット等の広報物の作成・配布、各種広報媒体等によるもののほか、受託者が有する広報手段を用いて、県内を中心に全国を対象とした広報を行うこと。

また、スマート化センターWeb サイトに掲載の DX の推進やデジタル技術の中小企業等における導入・活用事例集の更なる充実や、県内における IT コミュニティ及び活用可能な支援施策などの情報について不断の収集に努め、企業の DX 推進に有用な記事を作成し周知すること。

12 その他、スマート化センターの管理運営に必要な一切の業務

スマート化センターの運営に当たっては、適切に業務遂行するとともに、必要に応じて RYO-FU BASE や、内容に応じては施設管理者である佐賀県工業技術センターと協議の上、実施すること。

第3 事業の実施にかかる留意事項

1 守秘義務について

- ・ 受託者は、業務に当たり知り得た企業秘密等を他に漏らしてはならない。
- ・ 受託者は、配置する職員に対して、守秘義務や個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守させるとともに、事業の目的もしくは内容を逸脱した行為を行わないよう適切な業務管理を行うこと。

2 セミナーやイベント等の実施について

参加者のとりまとめ、講師との調整やセミナーやイベント等の運営に必要な業務、備品・消耗品等の調達、運営スタッフの派遣、会場の運営及び撤去、当日の開催記録等については、すべて受託者の責任において行うこと。

第4 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を冊子及びデータで提供するものとする。

第5 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

第6 その他

- 1 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- 2 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は、RYO-FU BASE に帰属するものとし、RYO-FU BASE は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は RYO-FU BASE に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- 3 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- 4 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを RYO-FU BASE に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- 5 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ RYO-FU BASE に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。
- 6 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。
- 7 本仕様書に記載のない事項については、RYO-FU BASE と受託者で協議し、決定する。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、RYO-FU BASE の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- 8 訪問先との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- 9 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき RYO-FU BASE が判断した場合には、RYO-FU BASE の指示を仰ぎながら事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。
なお、具体的な内容については、受託者と RYO-FU BASE の協議によることとする。